

都城市総合文化ホールにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防方針

令和2年10月1日改定
都城市文化振興財団・舞台事業組合共同事業体

1 はじめに

この方針は、公益財団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日発令、同9月18日改定、以下「公文協ガイドライン」という)に基づき、推奨事項として定めるものである。

令和2年9月19日以降、「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)に基づく制限の緩和を行う場合には、公文協ガイドラインに基づく感染防止策が実施されることが必要とされていることを踏まえ、同ガイドラインで示された基本となる感染防止策を実施した上で、施設の特性や公演の態様に応じて取り組むことが求められている。

なお、この方針は、今後の政府の対処方針の変更、市の方針に基づき、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2 リスク評価

公文協ガイドラインにおいては、まず、施設管理者(=指定管理者)が、①接触感染のリスク評価、②飛沫感染のリスク評価、③集客施設としてのリスク評価、④地域における感染状況のリスク評価を行うよう求めている。

そして、各都道府県において示される対応とリスク評価に基づいて、実施の可否について設置者(=市)とその影響と補償等も含めて協議して判断する必要がある、としている。

そこで、下記のとおり、それぞれの評価ポイントを定め、別途チェックリストを作成するなどして評価を行い、施設利用の可否を判断する。

① 接触感染のリスク評価

【他者と共有する物品や場所】

窓口・窓口前

| 評価 | 物品・場所 | 対応 |
|----|----------|-------------|
| 高 | カウンター、椅子 | 清掃員による消毒 |
| 高 | ペン・老眼鏡 | 使用后、職員による除菌 |
| 高 | コイントレー | 使用后、職員による除菌 |
| 中 | 打合せ机・椅子 | 清掃員による清掃 |
| 中 | チラシ置き棚 | 清掃員による消毒 |

共通ロビー

| 評価 | 物品・場所 | 対応 |
|----|---------|------------------|
| 高 | 机・椅子 | 清掃員による消毒(2回程度/日) |
| 高 | トイレドアノブ | 清掃員による除菌清掃(3回/日) |
| 高 | トイレ手洗い場 | 清掃員による除菌清掃(3回/日) |
| 高 | 便座フタ | 清掃員による清掃 |

| | | |
|---|----------|------------------|
| 高 | 階段手摺 | ホール利用前、清掃員による清掃 |
| 中 | アンケート・ペン | アンケート机上に手指消毒液を設置 |
| 低 | ソファ | 間隔を空けるように表示を行う |

創作練習棟

| 評価 | 物品・場所 | 対応 |
|----|-----------------------|---|
| 高 | 施設ドアノブ | 清掃員による消毒、夜間は職員による除菌 |
| 高 | 机・椅子 | 清掃による除菌 |
| 高 | ホワイトボードマーカー(消し) | 使用后、職員による除菌 |
| 高 | (貸出備品)マイク → 音響・アンプ 他→ | →利用後、職員による消毒 →除菌剤を部屋に設置し、利用者へ利用後除菌依頼 |
| 高 | 施設空間 | 利用後チェック時には全扉・窓を開けて換気。除菌スプレーにて空間散布。 |
| 高 | トイレ内 | 清掃員による除菌清掃(3回/日) |

ホール

| 評価 | 物品・場所 | 対応 |
|----|------------------|--|
| 高 | ドアノブ | 清掃員による利用前・後消毒 |
| 高 | トイレ内 | 利用前・後消毒清掃 |
| 高 | 楽屋机・椅子 | 清掃員による利用前・後清掃・消毒 |
| 高 | 楽屋電気スイッチ | 清掃員による利用前・後消毒 |
| 高 | 電話 | 清掃員による利用前・後消毒 |
| 高 | 楽屋空間 | 利用後、職員によるスプレー散布 |
| 高 | ケータリングゴミ回収 | 職員がマスク・手袋をして処理 |
| 中 | 給湯室 電気スイッチ・蛇口 | 清掃員による利用前・後消毒 |
| 中 | 自動販売機 | 清掃員による利用前清掃 |
| 中 | エレベーターボタン | 清掃員による消毒 |
| 中 | 場内椅子 | 間隔を空けて座っていただくよう主催者へ依頼。 木目部分は清掃員による利用前・後清掃 |

その他(館外)

| 評価 | 物品・場所 | 対応 |
|----|----------------|--|
| 高 | レストラン | 消毒を徹底。金銭やり取りを直接しない 料理はできるだけ小鉢で配置し、トングを頻繁に交換 |
| 中 | アートモール机・椅子・ベンチ | 清掃員による消毒 |
| 低 | 自動販売機 | 清掃員による消毒 |
| 低 | 関係者入りロインターホン | 清掃員による消毒 |
| 低 | 駐車場精算機インターホン | 対応なし |

② 飛沫感染のリスク評価

【施設内で大声での対話が頻発し、リスクが高いと判断される場所の内容と対策】

| 場 所 | 状 況 | 対 策 |
|-------|--------------|---|
| 共通ロビー | 通常の待ち合い時間 | 出入口開閉での空気入れ替え。セキュリティ上可能であれば常時開放して換気を行う |
| | ホール催事合間 | |
| ホワイエ | ホール催事合間 | 空調換気および、もぎり口を開放して換気を行う |
| 楽屋 | ホールのリハ・本番使用時 | 入室扉、部屋内上部窓の開放を可能な限り、利用者へ依頼 |
| 場内 | リハーサル確認時 | 空調換気及び、可能な場合は場内扉を開放していただくよう利用者へ依頼 |
| | 本番前後・本番中・休憩中 | |
| 創作練習棟 | 合唱・発声練習 | <ul style="list-style-type: none"> ・他人との間隔を空ける。 ・必要以上に大声を出さない。 ・可能な限り窓・扉を開けて換気する。 など利用者へ依頼 |
| | 劇・ミュージカル | |
| | ダンス・太鼓 | |
| | 物品販売 | |
| レストラン | 食事(利用)中 | テーブルの数を減らし、1m以上の間隔で設置。換気は虫が入る恐れがあることから、営業中は窓を開けてないが、営業時間外に空気の入替えを行う |

③ 集客施設としてのリスク評価

| 評価 | 状 況 |
|----|----------------------------------|
| 高 | 大規模な人数の移動が見込まれる |
| 高 | 県域を越えた移動が見込まれる |
| 低 | 設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できる |

④ 地域における感染状況のリスク評価

【地域での感染者状況を踏まえた施設管理への影響】

- ・市の方針に基づく

3 指定管理者が講ずる対応策

上記のリスク評価を踏まえ、下記の対応を行う。

① 施設内

- ・施設の開館の際、また、公演等の施設利用の入れ替え毎に、施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。
なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いるようにする必要がある（以下、消毒に関する記載において同じ）。
- ・空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、施設が興行許可を取得した際の換気機能（会場内は一人あたりの換気量20m³/時）を確保する。
- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また、公演主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。
- ・手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を極力設

置する。不足が生じないよう定期的な点検を行う。必要であれば、入口数を制限する。

② チケットカウンター

- ・対面対応の場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努める。
- ・窓口付近では、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行う。
- ・金銭授受の際は、手渡しではなく、コイントレーを使用する。

③ ロビー、ホワイエ

- ・人と人との距離は、十分な間隔（最低1m）を確保するよう努めること。
- ・対面での飲食や会話を回避するよう表示等により促す。
- ・公演前後及び休憩中に人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行う。
- ・常時換気に努める。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

④ 創作練習棟各室、マルチギャラリー

- ・常時換気に努める。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施する。

⑤ 楽屋

- ・常時換気に努める。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

⑥ トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・混雑が予想される場合、間隔を明けて整列するよう表示するとともに、公演主催者に対して最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すよう要請する。

⑦ レストラン・ビュッフェ *事業者等に対し、感染予防措置を要請

- ・金銭授受の際は、手渡しではなく、コイントレーを使用する。
- ・感染予防に対応した席の配置（十分に間隔を空ける等）を工夫する。
- ・施設内の換気を徹底する。
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・同従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底し、利用者も手指消毒を行ってから入場させる。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するよう努める。

⑧ 清掃・ゴミの廃棄

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・作業を終えた後は、手洗いを行う。

⑨ ホール管理運営業務に従事する職員に関する感染予防策

- ・公文協ガイドラインに定めた感染防止策が実行できるように周知徹底する。
- ・マスク着用や手指消毒を徹底する。
- ・会議や打ち合わせ等では、対面にならない座席配置とするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう務める。また、遠隔会議システムも活用する。
- ・執務エリア（休憩室、飲食施設等を含む）でも事務用品等の共用は避け、不特定多数が触れやすい場所や備品の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・出勤前に自宅等での検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・指定管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控える。
- ・施設において、感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えるとともに、必要な情報提供を行う。

⑩ 周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報する。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控えること。
発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

4 ホール棟利用者（公演主催者）に協力を求める具体的な対策

公演主催者が講ずるべき具体的な対策は、公演時の地域における新型コロナウイルスの感染状況等により、その感染防止対策の必要性や水準が決定されることに鑑み、以下は参考のための例示として掲げるものである。

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、指定管理者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行う。

※指定管理者が公演を主催する場合には、指定管理者が講ずるものとする。

公演前の対策

① 入場制限

- ・公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況が発生させない工夫の導入を検討すること。例えば、以下のような手段が考えられる。
 - 開場・休憩時間の延長
 - 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
 - 入場待機列の設置
 - 日時や座席の指定予約による人数調整
 - 大人数での来館の制限
- ・来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示され

る対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討すること。

- 来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、感染防止対策を講じた上で収容定員までの配席数を可能とする。
- 上記以外の公演は、収容率50%以内とする。ただし、同一（5人まで）グループでは座席間隔をあける措置は不要とし、異なるグループ間では座席を1席あけること。
- 来場者の案内や誘導に際しては十分な間隔（最低1m）を取るとともに、マスクやフェイスシールド等を着用すること。
- 来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、アクリル板や透明ビニール等の間仕切りを設置し、来場者間を遮蔽すること。
- 会場入口の行列は、最低1mの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫すること。
- 特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討すること。

② 来場者との関係

- チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めること。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること。
- 来場前の検温の実施の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう、状況に応じてチケットの振替や払戻等の対応策を講じること。

③ 公演関係者との関係

- 来場者側の自己検温だけでなく、公演主催者側でも、入場時に検温等の対策を講じること。
- 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してすること。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること。
- 本対応方針について、全員に周知徹底を図ること。
- 公文協ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表すること。

公演当日の対策

① 周知・広報

感染予防のため、指定管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知すること。

- 発熱時や体調不良時の入場控え
- 施設内での会話の抑制、咳エチケット
- マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- 社会的距離の確保の徹底

② 来場者の入場時の対応

- 以下の場合には、入場しないよう要請すること。
 - (1) 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合
 - (2) 下記の症状に該当する場合
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
 - (3) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - (4) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている
国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等
- 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行うこと。
- 入待ちや面会等は控えるよう呼び掛けること。
- パンフレット・チラシ・アンケート等は、極力手渡しによる配布を避けること。
- プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けること。

③ 公演会場内の感染防止策

- 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めること。
- 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めること。
- 座席の最前列席は舞台上から十分な距離（最低でも水平距離で2m）を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努めること。
- 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請すること。
- 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないこと。
- 場内における会話は控えていただくよう周知すること。
- 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めること。
- 舞台を練習等で使用する場合も、感染予防措置がとれる配置になるよう努めること。

④ 公演関係者の感染防止策

- 公演の運営に必要な最小限度の人数とすること。
- 各自検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とすること。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促すこと。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること。
- 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔（最低1mを目安）をとること。また、公演前後の手指消毒を徹底すること。
- 楽屋では密にならないように定員を調整するとともに換気を励行すること。
- ケータリング等では使い捨ての紙皿やコップを使用すること。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限すること。
- 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努

めること。

- その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずること。
- 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

⑤ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離すること。
事前に、トイレを有する楽屋を隔離室として使用できるよう想定しておくこと。
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- 速やかに、医療機関の指示を受けること。

⑥ 物販

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- パンフレット等の物販を行う場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて整列していただくこと。
- 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底すること。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽すること。
- 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと。

⑦ 来場者の退場時の対応

- 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行うこと。
- 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けること。

公演後の対策

- 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めること。
- 感染が疑われる者が出た場合、公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。
- なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずること。

5 創作練習棟利用者に協力を求める具体的な対策

- 常時換気に努めること。
- 会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施すること。
- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底すること。
- 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。
発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- 主催者は、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めること。
- 利用者に感染が疑われる場合には、公的機関の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。